

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	422 介護予防特定高齢者施策事業	会計	09	介護保険事業特別会計
		款	03	地域支援事業費
		項	01	介護予防事業費
		目	01	介護予防特定高齢者施策事業費
基本施策	06 高齢者の健やかな生活を支える	細目	101	介護予防特定高齢者施策事業費
		細々目		
行革大綱の重点事項番号				
担当部署	コード	130800	担当者	横尾 智子
名称	名称	地域包括支援センター	連絡先	26 - 1521 (内線)

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	65歳以上の高齢者(特定高齢者把握事業) ※要介護状態等になるおそれの高い虚弱な65歳以上の高齢者(特定高齢者介護予防事業) ※対象件数
成果(どうする)	要介護状態に陥る可能性の高い高齢者(特定高齢者)の低下した身体・精神機能が改善され、要介護状態になることを未然に防ぐことができる。ひいては、介護保険サービスを利用する方が減少し、経費の削減を図ることができる。
根拠法令・要綱等	地域支援事業実施要綱
開始年度	平成 18 年度
終了年度	平成 22 年度
H21 事業内容	【特定高齢者把握事業】 生活機能評価を実施し(三重県医師会に委託)、要介護状態等になるおそれの高い虚弱な高齢者を把握する。 【特定高齢者介護予防事業】 個別の介護予防ケアプランに基づき、介護予防事業を実施する。 《事業の種類》 運動器機能向上教室、口腔器機能向上教室、栄養改善事業、訪問型介護予防(うつ予防等)事業
社会情勢の変化等	特定高齢者の把握については、19年度は18年度と比較して認定基準が緩和されたため(実施要綱の改正)、多くの特定高齢者が把握される結果となった。生活機能評価は平成19年度までは、老人保健法の中で基本健康診査と一体的に実施されてきたが、老人保健法の改正により、当事業は介護保険法に引き継がれた。基本健康診査に代わって、20年度より医療保険者による特定健康診査が実施されることになり、県医師会と調整を図り、生活機能評価と同時実施できるとなった。

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	
2 建設面積(延床面積)		委託先	
3 規模・構造		2 配置人員	人
4 総事業費	千円	3 年間運営費	千円
		4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
生活機能評価実施者数		人	目標 9720	目標 9740	6700	6800
			実績 5704	実績 6561		
特定高齢者把握数		人	目標 950	目標 970	1000	1050
			実績 886	実績 983		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
通所型介護予防教室受講者のうち身体状況に改善のみられた方の率		身体状況の改善のみられた方 / 受講者 × 100	%	目標 80	目標 80	95	95
				実績 92.9	実績 95.3		
生活機能評価実施率		生活機能評価実施者数 / (65歳以上人口 - 介護認定者数) × 100	%	目標 50	目標 50	50	50
				実績 26.8	実績 31.6		

投入コスト	直接事業費計(A)	H20 決算	H21 決算	H22 当初予算	H23 当初要求	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
Aの財源内訳	国庫支出金	34,850	44,072	39,872	39,872	
	県支出金	8,712	11,018	9,968	9,968	
	地方債	4,356	5,509	4,984	4,984	
	その他	17,425	22,036	19,936	19,936	
	一般財源	4,357	5,509	4,984	4,984	
	事業投入人件費(B)	1.6 人	11,520	1.6 人	11,520	1.2 人
フルコスト(A)+(B)		48,370	55,592	48,512	48,512	

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○	
個人の方だけでは対応し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○	
特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	○	
事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業		
市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補充する事業		
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
民間のサービスだけでは市場全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補充・先導する事業		
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが覆れていない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	○	
当初設定した計画を 60%以上80%未満 実施している。 【計画に遅れが生じている場合、改善策】		
予算の繰越の有無	無	
【予算の繰越がある場合、繰越の種別】		
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】		
受益者負担を求められることができる事業である。		
全体コストにおける負担構成は適正である。	○	
コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	介護予防事業への受講者の増加を図り、介護予防を効果的に行うために、事業の周知を図るとともに参加しやすい事業のあり方を検討する。
【状況】	計画のとおり進んでいる
【詳細】	
昨年度の取組状況	広報やケーブルテレビ等を通して生活機能評価の周知に努めた結果、受診率が向上した。介護予防教室をより受講しやすいものにするため、開催期間や実施場所を検討し、改善に努めた。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	矢谷 恵津子
【方向性】	現状維持
【理由】	高齢者人口の増大により、今後益々介護予防の必要性が高まっていく。
現時点における課題、その他	マンパワーが不足しているため、介護予防の重要性について十分啓発することができない。当事業は特定高齢者(要介護状態に陥る可能性の高い高齢者)を対象とし、要介護状態になることを未然に防止することを目的に実施されているが、統計資料によれば要介護高齢者のうちの半数は、1年前には健康だったとされており、健康でお元氣なうちからの介護予防の取組みが重要であることが分かってきている。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	介護予防に従事する専門職種の配置を増やすとともに、一般高齢者介護予防事業との連携を模索し、効果的な介護予防の取り組みを検討する必要がある。(H22年度)